

世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会事業補助金交付要綱

令和4年5月18日 農遺第13号世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長通知
一部改正 令和5年3月16日 農遺第46号世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長通知
一部改正 令和5年9月1日 農遺第48号世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長通知
一部改正 令和6年4月1日 農遺第1号世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長通知

(総則)

第1条 世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会は、「長良川システム」の持続的発展を図るため、「長良川システム」の保全・活用・継承に向けた活動を実施する団体等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額並びに補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表第1のとおりとする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与す

るなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長（以下「会長」という。）の定めるところにより、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、これを会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（実績）書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算（決算）書（別記第3号様式）
- (3) その他会長が必要と認めるもの

2 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 会長は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 会長は、前項の場合において、必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 会長は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金の交付の申請をした者に対し、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（別記第4号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。
 - ア 補助対象事業に要する経費の配分の変更（会長の定める軽微な変更を除く。）をする場合
 - イ 補助対象事業の内容の変更（会長の定める軽微な変更を除く。）をする場合

ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合

- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従うこと。

ア 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告すること。

イ 実績報告書の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額（実績報告書を提出するに当たり前記アにより減じた額がある場合は、当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第5号様式）により速やかに会長に報告するとともに、会長の返還命令を受けてこれを返還すること。

- 2 前項の会長の定める軽微な変更は、別表第1の軽微な変更の欄に掲げる変更とする。

（申請の取下げ）

第7条 補助金の交付の申請をした者は、第5条第3項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の日から起算して15日以内に、申請を取り下げる旨を記載した書面を会長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（決定の取消し）

第8条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (4) 補助対象事業の実施に関して、不正、怠惰その他不誠実な行為をした場合
- (5) 補助金の交付の決定後生じた事情により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又は継続することが困難になった場合

- 2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 第5条第3項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、別表第2に掲げる事業の遂行の状況を、同表の定めるところに従い、遂行状況報告書（別記第6号様式）により会長に報告しなければならない。

(着手届及び完了届)

第10条 補助事業者は、事業に着手したときは、速やかに着手届（別記第7号様式）を会長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに完了届（別記第7号様式）を会長に提出し、完了検査を受けなければならない。

3 前項の完了届の提出は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日までに提出したものに限り、次条第1号の事業実績報告書の提出をもってこれに代えることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了した場合（補助対象事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、これを会長に提出しなければならない。

(1) 事業計画（実績）書（別記第2号様式）

(2) 収支予算（決算）書（別記第3号様式）

(3) その他会長が必要と認めるもの

2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から25日を経過する日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(是正のための措置)

第12条 会長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があった場合において、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるために必要な措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 前条第1項の規定は、補助事業者が前項の規定により命ぜられた措置の実施を完了した場合について準用する。

(補助金の額の確定等)

第13条 会長は、実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 この補助金は、前項の規定による額の確定後において交付する。ただし、会長が事業の遂行上必要と認めるときは、金額の全部又は一部を概算払により交付するこ

とができる。

- 3 補助事業者は、精算払により補助金の交付を受けようとするときは補助金交付請求書（別記第 9 号様式）を、概算払により補助金の交付を受けようとするときは補助金概算払請求書（別記第 10 号様式）を会長に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の補助金の額は、第 5 条第 1 項の規定により交付決定した額を上限とする。

（補助金の返還）

- 第 14 条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還に要する経費は、補助事業者が負担するものとする。

（暴力団の排除）

- 第 15 条 第 4 条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第 3 条の規定に該当するときは、会長は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 会長は、第 5 条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第 3 条の規定に該当することが明らかになったときは、第 8 条第 1 項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、会長は、第 14 条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

- 第 16 条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち会長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるものを、会長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表に掲げる耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。
- 2 補助事業者が前項の規定により承認を受け、財産を処分したことにより収入があったときは、会長は、その交付した補助金の全部又は一部を納付させることがある。
- 3 補助事業者は、補助対象事業を完了し、又は廃止した場合において、当該補助対象事業により取得した調査研究に係る備品その他物件が残存するときは、遅滞なく、品目、数量及びその金額を会長に報告しなければならない。

(関係書類の整備及び保存)

第17条 補助事業者は、補助対象事業の遂行の状況及び収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間（補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で前条第1項ただし書の期間を経過しないものにあつては、当該期間）保存しておかなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用し、令和4年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。(令和5年3月16日付け農遺第46号)

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用し、令和4年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。(令和5年9月1日付け農遺第48号)

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用し、令和5年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。(令和6年4月1日付け農遺第1号)

別表第1（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助事業者	軽微な変更
1 世界農業遺産「清流長良川の鮎」調査研究支援事業	世界農業遺産「清流長良川の鮎」調査研究支援事業実施要領（令和4年5月24日農遺第13号会長通知）に基づき実施する、アユや長良川等を対象とした調査研究に係る経費	補助対象経費の10分の10以内の額（上限200千円）	・高等学校 ・中等教育学校（中高一貫校） ・特別支援学校 ・高等専門学校 ・世界農業遺産「清流長良川の鮎」プレーヤーズ（世界農業遺産「清流長良川の鮎」プレーヤーズ登録制度実施要領（令和4年1月14日農遺第23号世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長通知）第5の規定により登録された者をいう。）のうち、法人又は任意団体（代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約等の定めがあること。）	次に掲げる変更以外の変更 1 補助対象事業に要する経費の配分の変更 30%を超える事業費の変更 2 補助対象事業の内容の変更 補助金の額の増額を伴う事業内容等の変更
2 世界農業遺産「清流長良川の鮎」プレーヤーズ活動支援事業	世界農業遺産「清流長良川の鮎」プレーヤーズ活動支援事業実施要領（令和 年 月 日農遺第 号会長通知）に基づき実施する、「長良川システム」の保全・活用・継承に向けた以下の活動に係る経費 1 後継者育成活動 2 鮎等の消費拡大に資する活動 3 特産物ブランド化活動 4 観光地としての活用活動 5 環境・景観維持活動 6 伝統文化継承活動 7 動植物保護活動 8 学校教育等活動 9 その他会長が必要と認めた活動	補助対象経費の2分の1以内の額	・世界農業遺産「清流長良川の鮎」プレーヤーズ（世界農業遺産「清流長良川の鮎」プレーヤーズ登録制度実施要領（令和4年1月14日農遺第23号世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長通知）第5の規定により登録された者をいう。）のうち、法人又は任意団体（代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約等の定めがあること。） ・市（世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会規約第4条に規定する会員に限る。）	次に掲げる変更以外の変更 1 補助対象事業に要する経費の配分の変更 30%を超える事業費の変更 2 補助対象事業の内容の変更 補助金の額の増額を伴う事業内容等の変更

別表第 2（第 9 条関係）

事業遂行に係る状況報告

事業名	報告時点及び提出期限
1 世界農業遺産「清流長良川の鮎」調査研究支援事業	補助金の交付の決定があった年度の 1 2 月 3 1 日現在の状況を、翌年の 1 月 2 0 日までに報告
2 世界農業遺産「清流長良川の鮎」プレイヤーズ活動支援事業	